

常陸大宮市シルバー人材センター会員の皆様へ

会員の皆さん 1 年間お仕事お疲れさまでした。

配分金支払証明書は 1 月下旬から 2 月上旬に郵送いたします。

シルバー人材センターの配分金は、所得税法上『雑所得』として扱われます。

そのため、他の所得と合わせて確定申告・又は市・県民税の申告が必要となる場合があります。

※派遣就業は茨城県シルバー人材センター連合会から源泉徴収票が送られます。

派遣就業の収入は給与所得となります。



なる場合？

年間の公的年金収入が 400 万円以下 + それ以外の所得が 20 万円以下である場合には確定申告の必要はありません。シルバー人材センターの配分金に係る所得が **20 万円を超えるかどうか**で判断します。

市県民税については、シルバー人材センターの配分金に係る所得がある場合申告が必要となります。

(所得が 0 円の場合は不要です)

どうやって配分金に係る所得は計算するの？



所得は収入から経費をマイナスして計算します。

収入は配分金の額、経費…？材料費や通勤費の金額はわからない…と思われるかもしれませんが、税制上認められているのが、実際の経費の額に関係なく、**55 万円まで必要経費**として認める、というものです。

これを家内労働者等の必要経費の特例と呼びます。

(ただし、収入金額を限度とします)



他に給料収入や農業収入がある場合はどうなるの？
実際に計算してみましょう！



例1 【配分金のみ】※公的年金 400 万円以下

- 配分金 70 万円(実際の経費 5 万円)の場合

配分金収入→70 万円 ・ 実際の経費→5 万円

↓

特例による経費は 55 万円－5 万円(実際の経費)＝50 万円

☆ 配分金にかかる雑所得 70 万円－5 万円－50 万円＝15 万円で**確定申告不要!**

例2 【配分金+派遣就業(給料)】※公的年金 400 万円以下

- 配分金 50 万円(実際の経費 3 万円)、給料 30 万円の場合

配分金収入→50 万円 ・ 実際の経費→3 万円

給料収入→30 万円

↓

特例による経費は 55 万円－給与所得控除 30 万円－実際の経費 3 万円＝22 万円

☆ 配分金収入 50 万円－3 万円－22 万円＝雑所得 25 万円で**確定申告必要!**

例3 【配分金+事業収入(農業)】※公的年金 400 万円以下

- 配分金 60 万円(実際の経費 3 万円)、農業収入 50 万円(必要経費 30 万円)の場合

配分金収入→60 万円 ・ 実際の経費→3 万円

農業収入→50 万円 ・ 実際の経費→30 万円

↓

～事業経費(農業)が 55 万円未満の場合～

特例による経費は 55 万円－事業経費

特例による経費と実際の経費のどちらか大きいほうを収入から差し引きます。

特例による経費 55 万円－農業経費 30 万円－実際の経費 3 万円＝22 万円

☆ 配分金収入 60 万円－3 万円－22 万円＝雑所得 35 万円で**確定申告必要!**

以上は一般的な計算例であり、必ずしも全部の内容を表現したものではありません。
その他控除、公的年金等の控除については、会員個々に異なりますので、詳しくは所轄の
税務署にお問合せください。

太田税務署 ☎ 0294-72-2171

